

新旧对照表

現 行

■ 法第43条ただし書許可基準（平成12年4月改正）

1. 包括同意基準

当基準については建築審査会の同意を事前に得ているため（平成11年4月28日第472回及び平成12年3月28日第480回建築審査会で同意済）、これらの包括同意基準に該当するものは土木事務所長等が許可処分を行い、許可後建築審査会に報告することとする。

- 包括同意基準 1 公園等の公共空地が周囲にある敷地
- 包括同意基準 2 幅員4メートル以上の公的管理道に接する敷地
- 包括同意基準 3 幅員4メートル以上の私道に接する敷地
- 包括同意基準 4 幅員1.8メートル以上の道に接する敷地
- 包括同意基準 5 河川を挟んで道路に接する敷地

改正案

■ 法第43条第2項第2号許可基準（平成30年9月改正）

1. 包括同意基準

(1) 手続等

当基準については建築審査会の同意を事前に得ているため（平成11年4月28日第472回及び平成12年3月28日第480回建築審査会で同意済）、これらの包括同意基準に該当するものは県民局長等が許可処分を行い、許可後建築審査会に報告することとする。

(2) 適用範囲

この基準は、法第43条第2項第1号の規定による認定を受けた建築物を除く建築物に適用する（平成30年9月26日第605回建築審査会で同意済）。

(参考) 法第43条第2項第1号の規定による認定基準

1 建築物の敷地は、次のいずれかに該当する幅員4メートル以上の道に2メートル接すること。

(1) 農道その他これに類する公共の用に供する道

(2) 建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準（道路位置指定の道に関する基準）に適合する道

2 建築物の用途及び規模は、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物が）が200平方メートル以内の一戸建ての住宅であること。

※ その他「建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準」による。

- 包括同意基準1 公園等の公共空地が周囲にある敷地
- 包括同意基準2 幅員4メートル以上の公的管理道に接する敷地
- 包括同意基準3 幅員4メートル以上の私道に接する敷地
- 包括同意基準4 幅員1.8メートル以上の道に接する敷地
- 包括同意基準5 河川を挟んで道路に接する敷地